平成２７年（フ）第６２０号
千葉県市原市青柳2049番地１　エスポアールちぐさ205号
債務者　石田　慎一
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６４２号
千葉県船橋市三山９丁目３番11号
債務者　三浦　陽子（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６４５号
千葉市中央区院内１丁目９番１―303号
債務者　藤田　文江（旧姓福村）
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６８２号
千葉県市川市平田１丁目６番18―201号（ベルシオン平田）
債務者　野平　賢一
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６９８号
千葉県船橋市海神町南１丁目1646番地１　コスモ西船橋Ⅱ―107号
債務者　火口内雄之
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７１９号
千葉県八千代市八千代台西４丁目６番地17　いずみハイツ202号
債務者　大川天津夫
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７２０号
千葉県八千代市八千代台西４丁目６番地17　いずみハイツ202号
債務者　大川　惠子
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８号
長野市吉田１丁目27番16号　東棟
債務者　海野　麻希（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
長野市大字富竹537番地２　高和ハイツ３―107号
債務者　千村　晴美
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
兵庫県三田市西山２丁目21番２号、従前の住所神戸市北区上津台４丁目１番40号
債務者　玉岡　祐一
１　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３６号
神戸市東灘区甲南町４丁目２番22号　カーサ甲南　103号
債務者　山本　治子
１　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８８号
長崎県長崎市上小島２丁目13番85号　津山アパート
債務者　冨重　良一
１　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９６号
青森県八戸市柏崎４丁目12番34号　三葉荘１号室、前住所青森県八戸市小中野５丁目５番６号
債務者　片沼　泰宏
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
秋田市土崎港中央７丁目12番12号２、前住所秋田市土崎港相染町字中谷地31番地９
債務者　伊藤　賢仁
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５７号
秋田県潟上市天王字コアツコ54番地４
債務者　米谷　由子（旧姓平野）
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０号
茨城県鹿嶋市大字谷原1180番地
債務者　小川　忠弘
１　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第４１号
茨城県鹿嶋市大字谷原1180番地
債務者　小川枝美子
１　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　水戸地方裁判所麻生支部